

日本YEG 各種大会・諸会議・事業実施における開催方針

(令和3年9月版)

日本YEGが主催する各種大会・諸会議・事業（以下事業等という）、の実施に当たっては、以下の方針を遵守し実施することとする。また、事業等を担当する者は、以下の方針に基づいた詳細案内を事前に行い、参加者への周知徹底を図ることとする。なお、本方針については定期的に見直し、状況に応じた内容に修正していくものとする。

【開催にあたり】

(1) 緊急事態宣言、まん延防止等重点措置対象地域について ※市町村単位で指定される場合はその単位での地域とする

① 対象地域からの参加は原則禁止とする。

但し例外として、執行部・登壇者・事業運営上必要な担当委員会メンバー等については、事前にPCR検査を実施し、また、あらかじめ開催地へ名簿を提出し事前承諾を得た場合には参加可能とする。

なお、ブロック大会においては、同一ブロック内のメンバーの参加の可否については、開催地と協議の上判断する。

② 開催地が対象地域に指定されている場合は原則オンライン開催とする。但し、開催地と協議の上で配信会場とすることは可とする。

この場合の参加者については最小限度にとどめ、役割のある人のみとする。参加者はあらかじめ名簿を開催地へ提出し、承諾を得ることとする。

※ここでいう開催地とは、開催地YEGだけでなく、親会も含めることとする。また、数百人規模の大会等、事業が一定規模以上になった場合には、行政も含むこととする。

(2) 抗原検査の実施について下記どちらかの方法にて実施する。なお、開催地が抗原検査ではなく、PCR検査を求める場合にはそれに従うものとする。

① 参加者へ事前に抗原検査キットを送る。当日各自検査を行ってもらい、受付にて検査結果の確認。

② 当日会場にて抗原検査場を設け、その場で実施・確認。

なお、(1)①において、事前にPCR検査を受けた場合でも当日抗原検査を実施すること。

【設営・運営について】

(1) 感染症対策について

① マスク着用の徹底を案内する。マスクの予備も準備する。

② 受付手前で検温を実施し「健康状態申告書及び新型コロナウイルス感染防止対策に関する同意書」へ記載いただく。

③ 会場入室の際は設置されたアルコール液で手指の消毒をお願いする。(設置場所、個数の確認)

(2) ソーシャルディスタンスの確保

① 参加予定人数は会場収容定員の50%以下にする。

② グループ討議等は①に加え各テーブル定員50%以下とする。

③ 人と人の間隔は最低1m以上空ける。

なお、1m空けるのが困難な式典等のステージ上では、仕切りを入れる等の工夫を行うこととする。

④ 移動を伴う場合、バス等の席は収容定員50%以下を目安とする。

(3) 会場内は90分毎に換気の実施を行う。

(窓・扉を開けての換気／換気扇や専用機材を使用しての換気／その他)

(4) 懇親会は原則禁止とする。

【食事（昼食・夕食）について】

事業の中で飲食を行う場合は、以下の要件を満たした場合のみ可とする。

① 最低1m以上の距離をとり、スクール形式の配置での黙食。

② 食事中は席を離れず、マスク会食（飲食以外の時間はマスク着用）。

③ 酒類の提供はなし。